

令和3年度 岐阜県公共測量作業規程 一部改正概要

主な改正の概要

- ・令和2年3月31日の国土交通省の改正箇所について改正を行った。

詳細事項

① 「GNSS測量機による水準測量」の追加

GNSS測量により3級水準点を設置する測量方法を規定。近傍に水準点がなくても3級水準点を設置することが可能となり、時間・経費が削減することが期待される。

② 「地上レーザスキャナ」及び「UAV」を使用した測量の追加

地形測量及び写真測量に「地上レーザスキャナ」及び「無人航空機(UAV:Unmanned Aerial Vehicle 通称ドローン)」を使用した測量を追加。どちらの側面でも地図情報レベル250及び500の数値地形図データを作成。

また、3次元の点群データの整備について、新たに「三次元点群測量」という編を設けた。この編では、地上レーザスキャナの狭い範囲における精密な三次元点群の取得基準並びにUAV写真の三次元形状復元(SfM/MVS)ソフトウェアによる方法が規定されている。

③ 車載写真レーザ測量機器の性能基準等の明確化

車載写真レーザ測量に使用する「IMU」のセンサ部の3軸(ローリング、ピッキング、ヘディング)の傾き及び加速度計側のデータ取得間隔について、性能基準を明確にしました。併せて、キャリブレーションを行う構成機器について、センサ部の形式による違い(固定式と着脱式)を明確にした。

なお、付録及び別表は国土交通省の作業規定の準則を準用。